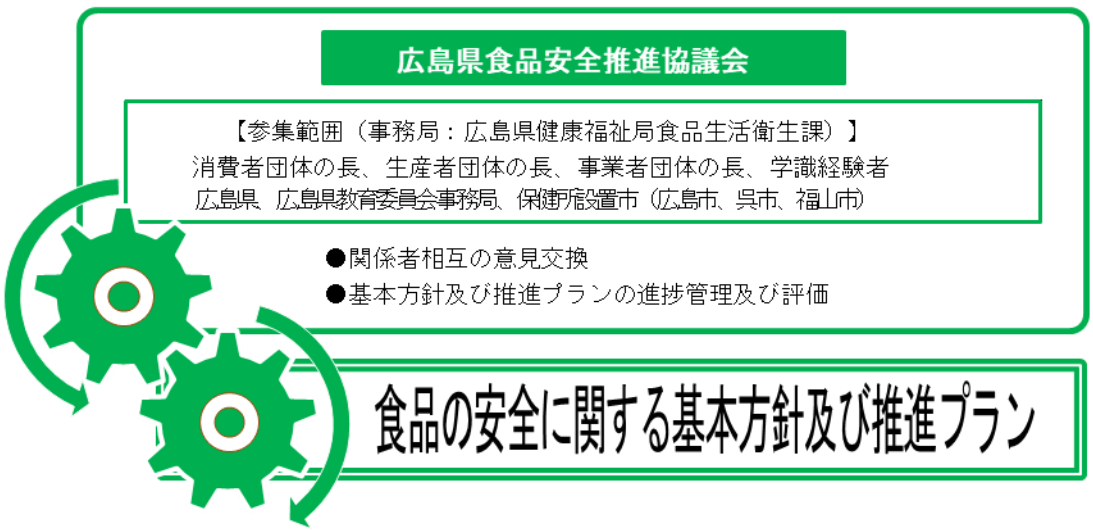
第３章　推進体制

Ⅰ　食品安全推進協議会

あるべき姿を実現するためには、第２章の推進プランに掲げる取組を、生産者、事業者、消費者及び行政が、主体的に役割を果たしながら互いに協働して取り組むことが重要です。

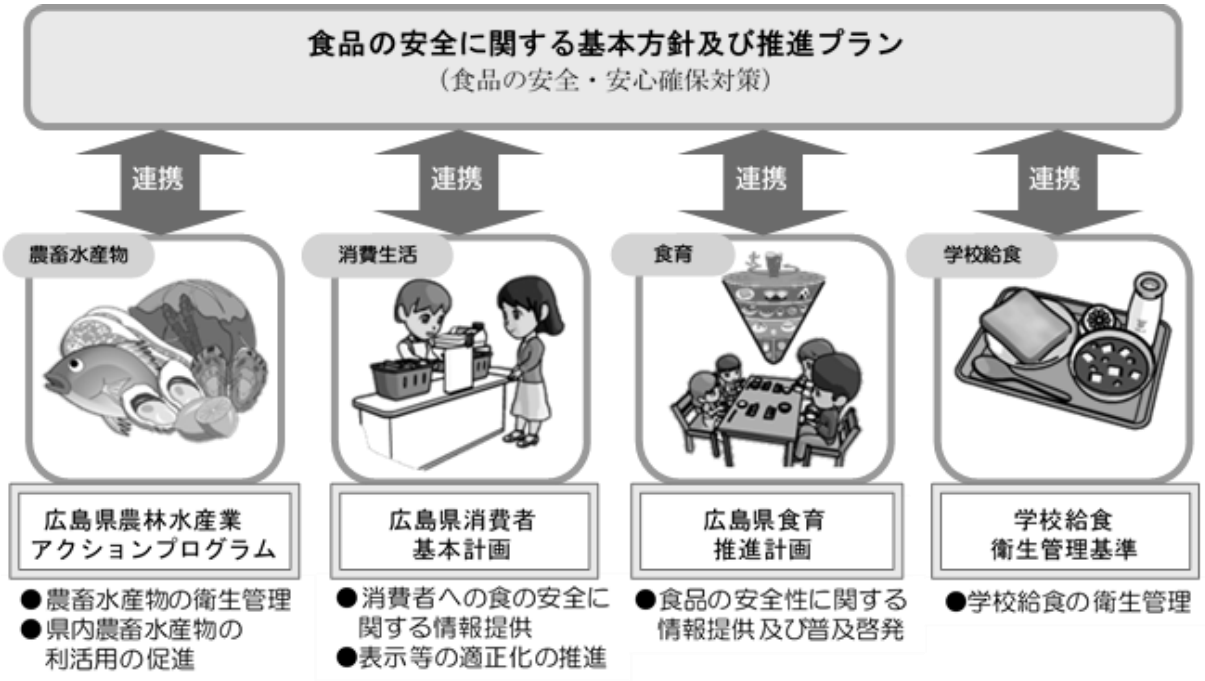
そのため、生産者・事業者・消費者関係団体及び行政並びに学識経験者が一堂に会する広島県食品安全推進協議会を定期的に開催し、食品の安全に関するさまざまな問題について意見交換し、基本方針及び推進プランの進捗管理や目標達成状況の評価を行い、それぞれの取組に反映させ、食品の安全・安心の確保を着実に進めます。





Ⅱ　県関係施策との連携

本推進プランでは、農畜水産物の衛生管理や消費生活、食育など県の重点的な施策のうち、本推進プランに関連が高い取組について、緊密に連携して推進することにより食品の安全・安心の向上を図ります。



Ⅲ　他の自治体との連携

中国地区、瀬戸内沿岸関係府県市等と定期的に情報交換を図ります。

また、大規模な食中毒の発生時、広域流通食品等に係る違反事案の発見時、有害物質に汚染された食品の流通等の判明時等には、関係自治体と連携して速やかに対策を講じ、被害及び流通の拡大防止を図ります。

Ⅳ 国との連携

厚生労働省中国四国厚生局及び広島検疫所と定期的に輸入食品等の情報交換を図ります。

また、大規模な食中毒の発生時、食品事故による重篤な患者の発生時、化学物質に起因した健康被害の発生時、輸入食品に係る違反発見時等には、厚生労働省に通報するとともに、連携して必要な対策を講じ、被害及び流通の拡大防止を図ります。

食品表示に係る違反発見時等には、必要に応じて消費者庁又は農林水産省に報告し、連携して必要な対策を講じます。

Ⅴ 計画期間

令和８年度から令和 12 年度までの５か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化、施策に対する評価等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。